

令和8年8月20日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

人権講演会の開催について

豊川市では、人権尊重思想の普及・高揚を目的として、下記のとおり講演会を開催いたします。また、令和8年4月1日に豊川市犯罪被害者等支援条例を施行したことにあわせて、職員研修も実施いたします。

是非、皆様お誘い合わせのうえ、ご参加いただきますようお願いいたします。なお、整理券は不要です。当日会場へお越しください。

記

- 1 日 時 令和8年10月19日（月）
午後2時から午後3時30分まで（開場は午後1時30分）
- 2 会 場 豊川市文化会館 中ホール
- 3 講 師 青木 聡子^{さとこ} さん
（NPO 法人 犯罪被害当事者ネットワーク^お 緒あしす 代表）
- 4 演 題 犯罪被害にあったとき
～あなたや家族、友人が犯罪被害に巻き込まれたら～
- 5 定 員 400人（先着順）
- 6 費 用 無料
- 7 その他 ①手話通訳、要約筆記があります。
②未就学児の入場はお断りさせていただきます。
③託児：1歳以上就学前までのお子さんを先着順で5名まで受付。
9月1日（火）から9月30日（水）までに、直接または電話、
E-mailで、人権生活安全課へお申し込みください。
④先着で、とよかわバラ、人権啓発グッズなどのプレゼントがあります。

【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 人権生活安全課 人権推進係 清水・楠

TEL:0533-89-2149

Eメール：jinken@city.toyokawa.lg.jp



犯罪被害にあったとき

～あなたや家族、友人が犯罪被害に巻き込まれたら～

豊川市では令和8年4月に「豊川市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族が、地域で安心して暮らせるよう支援体制の構築を進めています。

このたび、市民の皆様への啓発の一環として、実際に犯罪被害を経験された方をお招きし、講演会を開催いたします。

あおき さとこ
講師：青木 聡子 氏

NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク ^お緒あしす 代表

講師プロフィール

1996年7月、愛知県名古屋市内で発生した覚せい剤常習者による殺人事件で両親を喪う。
その後、2000年に「犯罪被害者自助グループ 緒あしす」を発足し、2015年にNPO法人化。
犯罪被害者の支援拡充のために、「被害者の視点に基づく施策が進められていくように」活動が続けている。

同時開催

犯罪被害者等支援パネル展

NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」

犯罪被害者支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



令和8年

10月19日 月

**場所 豊川市文化会館
中ホール（定員400名）**

14:00～15:30（開場 13:30）

入場無料

手話通訳、要約筆記があります

託児（要予約）

1歳児以上就学前までのお子さんを先着5名まで受付します
令和8年9月1日（火）～ 9月30日（水）までに
人権生活安全課へお申し込みください

